

る要求、如何なる事情の下に起つたか、如何なる沿革變遷を経て今日に傳つて來たかを明かにする必要がある。これを明かにするには教育史に依らなければ

ならぬ。それ故に教育史の研究は教育上の思想を定める上に於ても必要缺くべからざるものと言はねばならぬ。『教育の實際』第十卷第十號)

家庭教育の基礎としての服従性

高島平三郎

(イ) 威嚇的服従。これは所謂「おどしつける」と云ふことで之を受くる兒童に在りては、甚しく恐怖心を惹起する。恐怖は消極的感情であつて、兒童を萎靡せしめ、延いては一種の病的に陥らしむるが如き、實例も尠くない。それ故便利なりとて此種の服従方法を屢々行ふは控へね

ばならぬ。

(ロ) 習慣的服従。これは、兒童が服従することを、習慣とするのであつて、殆んど無意識に行はれる。其方法の如何によつては、非常な弊害が伴ふ故、これ亦賛成することは出来ぬ。

(ハ) 利益的服従。これは即ち兒童に、或る利益を示して服従

せしむることであつて、一種の利益と服従との交換である。例へば或る果物を與へて斯くすれば之を與へんといふの類で、兒童に取りては、必然或る利益が伴ふものであると云ふ觀念を起さしめて、甚だ不可である。斯様な觀念が増長する時は、非常な害毒を來す。今日、社會に收賄などが行はれるのも、畢竟此時代に於ける教育法が其禍根をなして居るのであらうと信ずる。されば此方法は最も戒むべく、忌むべきもので、努めて避けねばならぬ。反之或る善行を賞して、推奨的に物を與ふるのは、一の勸善の方法で、必要なることである。要するに此間の取

拾は慎重に考慮すべき事である

(ニ) 合理的服従。これ即ち道理に服従せしむると云ふことで等しく推奨し折檻するにも、宜敷理非を説き聞かせて、其道理に服従せしむるやうにせねばならぬ。此種の服従の習慣をつけるのは、最も必要なことで、且つ良好の方法である。児童に理非の識別の出来る十一二歳の頃からは、殊に此方法に依らねばならぬ。漫りに叱責し、或は威嚇して服従せしむると云ふやうな事は、害あつて益ないことである。

(ホ) 感情的服従。これは児童自身の感情より服従せしむるもので、父母兄弟等が児童に與ふ

る深厚なる慈愛、情義等より児童が感激して服従するのであつて、最好の方法である。かの客來

などの場席に、児童を捉へ、客の面前で成績が劣等であるとか、或は落第したなどと云つて赤面させる様なことは父母は左まで意に留めてゐることではなからうが最も忌むべきことである。

子供は之が爲めに却つて非常な反感を起し、服従せぬやうにな

り、遂に收拾すべからざる害惡を醸することがある故、殊に注意を要する。

以上五者の中前三者は他より一種の注入的に施すものであつて、之を他律と云ひ、之に反して児童自身が眞の服従心を喚起するのを自律と云ふ。常に児童をして此自律的方面に向はしめるやうに教育することは最も肝要である。(『児童研究』第二十卷第一號)

四 學童體格標準率の必要

——(體格改善の爲め)——

國民の體格問題に關し學術上に於ては近來ユーゼニツクスなどの研究もあり、各國とも改良

方法に就て攻究してゐるが、我國に於ても夙に識者間の問題となり、最近には一般社會の注意